群運企第782号の4 群運整第414号の4 令和2年12月2日

一般社団法人群馬県トラック協会長 殿

関東運輸局群馬運輸支局長 (公印省略)

令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、関東運輸局長から別添のとおり通知があったので了知されますとともに、貴会傘下会員に対して、実施細目に基づき安全総点検を積極的に実施するよう周知徹底方願います。

また、様式1-4「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書(トラック)」により、実施した安全総点検事項をとりまとめのうえ、令和3年1月27日までに報告願います。

関総安第69号の3令和2年12月1日

群馬運輸支局長 殿

関東運輸局長 (公印省略)

令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、令和2年11月24日付け国総務第188号及び国官危管第13号により総合政策局長及び大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官から別添1のとおり通知があり、別添2のとおり実施要領を定めたので、これに基づき貴支局管内の関係団体及び関係事業者に対して総点検について指導されたい。

なお、別添3のとおり関係団体に対し通知したので了知されたい。



別 記 殿

総 合 政 策 局 長 大臣官房危機管理·運輸安全政策審議官 (公 印 省 略)

令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

輸送等の安全の確保は国土交通行政に課せられた重要な責務の一つであり、ことに 輸送等の繁忙期に当たる年末年始においては、関係者の全員が安全対策に全力を傾注 しなければならない。

このため、陸・海・空にわたる輸送機関等について「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施することとし、別添のとおり実施要綱が定められ、また、これに基づき本省関係各局等において実施計画が定められたので、貴局等における安全総点検の実施については、これらによることとされたい。

| 北海道運輸局長 |
|----------|
| 東北運輸局長 |
| 関東運輸局長 |
| 北陸信越運輸局長 |
| 中部運輸局長 |
| 近畿運輸局長 |
| 神戸運輸監理部長 |
| 中国運輸局長 |
| 四国運輸局長 |
| 九州運輸局長 |
| |

沖縄総合事務局長

令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱 ~事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検~

国 土 交 通 省 令和2年10月28日

第1目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保 は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中す る年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想され る。

(運輸)

国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

(危機管理)

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、 警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、 我が国においては、令和3年に延期されたオリンピック・パラリンピック東京大会を 見据え、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策や新型 コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の 感染拡大予防ガイドラインが策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」(以下「総点検」という。)を実施する。

第2期間

令和2年12月10日(木)~令和3年1月10日(日)

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

(運輸)

- 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

(危機管理)

- テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型 インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等 の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の 実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係(索道含む)
- (1) 安全管理(乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制)の実施 状況
- (2) 施設・車両の保守及び整備(実施基準等の遵守)の実施状況
- (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における 旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況(ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況)
- (5)「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設(運転指令所・車両基地等)等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理(飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者 に対する指導監督)の実施状況
- (3)整備管理(車両の日常点検整備、定期点検整備等)の実施状況(特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- (4) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (5) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の 整備・構築状況
- (7)テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ 発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状 況
- (8) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1)法令及び安全管理規程(特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の 実施状況(特に火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。)、荒天時の体 制の準備状況(適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ 発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況 (注:外航船の場合、テロには海賊行為を含む)
- (5) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の 整備・構築状況

4 航空交通関係

- (1) 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況
- (2) 自然災害の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (3) 航空機の整備及び運航管理(航空機乗組員の健康状態の確認、危険物輸送の管理、飲酒に関する航空法等の遵守状況を含む)の実施状況
- (4) 航空機の保安対策の実施等によるハイジャック等テロ防止及び空港(重要空港

関連施設を含む) 警備の実施体制の整備状況

- (5) ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ 発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びハイジャック・テロ等の発生を想 定した訓練の実施状況
- (7) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- (8) サイバーセキュリティ確保のための取組状況

5 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2)テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

6 気象業務関係

- (1) 交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方法の整備状況
- (2) テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況
- (3)職場における新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

第5 実施要領

- 1 本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画(事故防止等に関する安全 点検並びにテロ対策、新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策 の点検を併記するが、可能な限り区分する)を定め、総合政策局総務課交通安全対 策室長及び大臣官房危機管理官に提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の 実施方法等を指示するほか、各関係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものと する。
- 2 実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる 観点から点検項目は必要最小限とするものとする。
- 3 地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目 を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するもの とする。

なお、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、

点検状況についての報告徴収を行うとともに、例えば、自主点検項目に関する事業 者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。

4 立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施 期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

- 5 本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等の ための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当 該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施され るよう配慮するものとする。
- 6 本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させる ため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

- 7 総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。
- 8 地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モードごとに報告するものとする。
- (1)上記3及び4に関し、関係事業者等からの報告のまとめ、自ら実施した総点検 の結果及びこれらに対する所見
- (2) 自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容
- (3) その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等
- 9 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況についても報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自

ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告 させるものとする。

第6 その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総 務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理室まで連絡するものとする。

令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

令和 2 年 11 月 16 日 自 動 車 局

「令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、本年に入り立て続け に発生しているバスの交差点における右折時等の事故など、これまでに発生し た事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を予防するため、業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努める必要がある。

これに加えて、豪雨、台風等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、令和3年に延期されたオリンピック・パラリンピック東京大会を見据えて、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性が高まっていることを踏まえ、自動車運送事業者等には早急かつ適切な対応が求められている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を 勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重 点的に総点検を実施する。

1. 期間

令和2年12月10日(木)~令和3年1月10日(日)

2. 点検事項

- (1) 自動車局重点点検事項(※は全省共通重点点検事項)
 - ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
 - ② 健康管理体制の状況(※)
 - ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況(※)
 - ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
 - ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- (2) 自動車交通関係点検事項(※は全省共通重点点検事項)
 - ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督(※)の実施状況
 - ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況

- ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況(※)
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(※)
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの 遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策 定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止 対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況(※)

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、本実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地域の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局(以下「地方運輸局等」という。)において実施細目を定めるものとする。

(2) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を所管地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。) あてに報告すること。(様式1)
- (3) 地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検(様式2)
 - ① 地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査(以下「立入検査」という。)については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実施するものとする。

- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に掲げる項目は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

(4) 地方運輸局等による街頭検査等

- ① 街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者 に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者に おける夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全 確保状況等を確認するものとする。

(5) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「3(3)①、②、③」と同様とする。

(6) 地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとと もに、本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検につい て指導するものとする。

4. 本省への報告

地方運輸局等(運輸支局を除く。)は、事業者からの報告をまとめ、総点検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、令和3年2月19日(金)までに様式3により、本省自動車局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする(期限厳守)。

5. その他

- (1) 実施期間外の安全総点検の実施
 - ① 地方運輸局等は、各地域の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、本実施計画を準用して実施できるものとする。

② 地方運輸局等は、①による総点検を実施する場合には、事前にその旨を本省自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

(2) 点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検の結果の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要領

別添2

関東運輸局令和2年12月1日

「令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱(国土交通省:令和2年10月28日)」(以下「要綱」という。)及び「令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づき、鉄軌道・自動車・海上の各輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に、各事業者等による経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じ、安全の確保及び事故防止の徹底、安全意識の向上を図るとともに、テロ対策及び新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策の万全を期するため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を次のとおり実施するものとする。

第1 実施期間

令和2年12月10日(木) ~ 令和3年1月10日(日)

第2 (共通) 重点点検事項

(運輸)

- 1 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

(危機管理)

- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の 通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第3 輸送機関等別の点検事項

1 鉄軌道等交通関係

《鉄軌道関係》

- ① 安全管理 (乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制) の実施状況
- ② 施設・車両の保守及び整備(実施基準等の遵守)の実施状況
- ③ 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難 誘導及び情報提供体制等の整備状況
- ④ プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況(ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況)
- ⑤ 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設(運転指令所・車両基地等)等の巡回等の実施状況、テロ発生時の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

《索道関係》

- ① 安全管理(係員に対する指導監督体制、索道施設の保守管理体制)の実施状況
- ② 索道施設の保守及び整備(整備細則等の遵守)の実施状況
- ③ 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- ④ 乗降場における人身障害事故防止対策の実施状況(乗降場における安全確認及び必要に応じた声かけ、放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況)
- (5) テロ発生等に備えた取組みの実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

《自動車輸送関係》

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
- ⑥ 死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況
- (7) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ⑧ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ⑨ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

《自動車道関係》

- ① 自動車道の保守点検の実施状況
- ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

《バスターミナル関係》

- ① バスターミナルの保守点検の実施状況
- ② 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフル エンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等備蓄状況及び職場 におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

《トラックターミナル関係》

- ① 緊急時の整理・誘導等の安全確保の徹底
- ② テロ防止のための警戒態勢の整備状況や利用者等の安心確保のための取組、テロ発生時に おける整理・誘導等の安全確保の状況及び通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生を 想定した訓練の実施状況
- ③ 保安設備及び緊急時に必要な諸施設の点検整備
- ④ 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の状況
- ⑤ 過労運転、飲酒運転、居眠り運転の防止に関する措置状況
- ⑥ 火災、衝突その他の事故等が発生した場合の措置状況
- ⑦ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

3 海上交通関係

- ① 法令及び安全管理規程(特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な 遵守状況
- ② 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況 (特に火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。)、荒天時の体制の準備状況 (適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(注:外航船の場合、テロには海賊行為を含む)
- ④ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- ⑤ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ⑥ 発航前検査及び航海の安全確保
- ⑦ 船内巡視、船内点検
- ⑧ 操練、訓練の実施等
- ⑨ 安全・衛生管理体制
- ⑩ 旅客が遵守すべき事項

第4 実施事項

【輸送機関等に対する実施細目】

- 関東運輸局関係各部においては、本省関係局等が定めた「実施計画」及び当該「実施要領」に基づき輸送機関等ごとに地方の実情を勘案して実施細目を定め、総務部安全防災・ 危機管理課に提出することとする。
- ・ 実施細目の事項には、「1 実施期間、2 対象事業者、3 点検事項及び点検項目等、4 実施事項、5 点検実施報告書様式及び報告提出期限等」を記載することとする。 また、実施計画に基づき各輸送機関等における点検実施状況の点検(以下「立入検査」という。)を行う場合の外、関係各部・運輸支局において立入検査を実施する場合には、 実施方法等の必要な事項についても記載することとする。
- 事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して 自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを 行うよう努めるものとする。
- 庁舎内外において垂幕等の掲出、ポスターの掲示、職員のリボンの着用等を実施することにより来庁者への総点検周知を図るよう努めるものとする。

【自己点検実施細目】

・ 総務部安全防災危機管理課にて実施細目を作成し、関東運輸局「自らの安全に関する業務の体制」について、各所属毎に自己点検を実施することとする。

【報告】

- 関係各部は、実施計画に基づき本省関係部局に対して「実施結果」を報告するとともに、総務部 安全防災・危機管理課に対しても「実施結果」及び「総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等」の報告を行うものとする。
- ・ 総務部安全防災危機管理課は、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し、要綱に基づく報告を行うものとする。

令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

:関東運輸局

【自動車輸送関係】

1 実施時期

令和2年12月10日(木) ~ 令和3年1月10日(日)

2 対象事業者

バス、ハイヤー・タクシー、トラック事業者

3 点検事項及び点検項目

本実施細目における重点点検事項及び点検事項は、「令和 2 年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」(自動車局:令和2年11月16日)2. 点検事項を踏まえて以下のとおり定めることとする。

【重点点検事項及び点検項目】(※は全省共通重点点検事項)

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
 - ① 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、 国に届出を行っているか。
 - ② 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。
 - ③ すべての初任運転者及び事故惹起者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・ 監督を実施しているか。
 - ④ 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、 初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。
 - ⑤ 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか
 - ⑥ 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着 用することができる状態にしているか。
 - ⑦ 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に 乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。
 - ⑧ 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。
 - ⑨ 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を 実施しているか。

(2) 健康管理体制の状況(※)

- ① 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、 当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応 じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者 の乗務に係る意見を聴取しているか。
- ② 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の 短縮、夜間業務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の 健康状態を継続的に把握しているか。
- ③ 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における 乗務中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備 しているか。
 - ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務 の可否を決定
 - ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示
- ④ 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。
- ⑤ 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。
- (3) 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況(※)
 - ① 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。
 - ② 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。
 - ③ 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。
- (4) 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
 - ① 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。
 - ② 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
 - ③ 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。
 - ④ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

- ⑤ 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなど により、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。
- (5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
 - ① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(☆)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。(☆)については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 - ② 車輪脱落事故を防ぐため、以下の点について徹底しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。)
 - I. 計画的にタイヤ交換作業を行っているか。
 - II. ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の車輪脱落が多いこと にも留意して、運行前点検で確認をしているか。
 - Ⅲ. 冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させているか。
 - IV. ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか。
 - V. 冬用タイヤへ交換を実施した後、50km~100km 走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。
 - ③ 自社でタイヤ交換を行った車両による車輪脱落事故が多く発生していることから、以下の点について確認すること。(車両総重量8トン以上の自動車に限る。)
 - I. 自社でタイヤ交換作業を行った場合には、タイヤ交換作業の結果を残しているか。
 - Ⅱ. 増し締めの結果を記録しているか。
 - Ⅲ. 運行前点検で「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルト折損等の異常」、ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」の点検が実施されているか。
 - IV. 特に、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法の ほか、ホイール・ナットへのマーキングを施す、又は、市販化されているホイール・ ナットマーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により実施されているか。

- ④ 年末年始輸送等安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をしているか。
- ⑤ スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について 3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。

【自動車交通関係点検事項及び点検項目】(※は全省共通重点点検事項)

- (1) 点呼の実施、運転者に対する指導監督(※)の実施状況
 - ① 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、 運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・ 監督を行っているか。
 - ② 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に 伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。
 - ③ 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど 事故防止対策が図られているか。
 - ④ 運転中の携帯電話・スマートフォンの通話、操作及び画面視聴の禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。
 - ⑤ 過積載運行等の防止を図っているか。
 - ⑥ 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制 装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置 の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。
 - ⑦ 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。
 - ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。
 - ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に 配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。
 - ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。
- (2) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
 - ① コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを 徹底するよう運転者に指導しているか。
 - ② トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた 運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。

- ③ 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から コンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転 者に伝達しているか。
- ④ 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から 取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコ ンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応 について指示を仰いでいるか。
- ⑤ 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。
- (3) 自然災害·事故等発生時の乗客等の安全·安心確保のための通報·連絡·指示体制等の整備·構築状況(※)
 - ① 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。
 - ② 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。
 - ③ 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。
 - ④ 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先 へ連絡できる体制を整えているか。
 - ⑤ 貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容と なっているか。
- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(※)
 - ① 始業・終業時等における車内の点検、終業後のドアロック及び営業所・車庫内外(乗 合バス事業者にあっては主要駅のバス停等を含む)の巡回が徹底して実施されてい るか。
 - ② 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。また、車両、身分証明書、制服等の管理及び 盗難・紛失時の警察への連絡が徹底されているか。
 - ③ 乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内 放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などテロ防止の取組が実態 に即した形で確立されているか。
 - ④ バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。

- ⑤ 対応要領を職員へ周知しているか。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況(※)
 - ① 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、 対策の着実な実施に努めているか。
 - ② ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
 - ③ インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

4 実施事項

- (1) 自動車運送事業者
 - ① 経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めるとともに確実に点検を実施すること。

なお、経営トップを含む幹部及び実施責任者は、総点検で確認された現場の状況を 掌握するとともに、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早急に 改善すること。

- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- (2) 運輸局及び運輸支局等
 - ① 運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所においては、独立行政法人自動車技 術総合機構と相互に連携して、次の事項を実施するほか、リボンの着用、垂れ幕及び 立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を 図ること。
 - ・新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るとともに、貸切バス事業者に対しては運行管理制度等の改正や行政処分基準、運行管理者資格者証の返納命令基準が強化されたことについても引き続き周知するものとする。
 - ・独立行政法人自動車技術総合機構、警察及びその他関係機関の協力を得て街頭車 両検査を実施し、特に過積載及び暴走行為を助長するような不正改造車の排除に努 めるとともに、基準緩和車両の制限事項違反の取締り等を行い、車両の安全性の確 保及び公害の防止について、使用者の意識の高揚に努めること。

- ・ 街頭車両検査等においては、シートベルトの着用及びトラック・バスのリコール対象車 両の改善対策の実施について関係者を指導すること。
- ② 運輸局、運輸支局においては、次の事項を実施すること。
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭 監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日 外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。
 - ・運輸支局は、必要に応じて運輸局とともに自動車運送事業者に対して、当該事業者による点検実施状況の点検(以下「立入検査」という。)を実施し、様式2. 「年末年始の輸送等安全総点検点検表」に係る点検実施状況を把握するとともに、総点検に対する意識の高揚に努めること。
 - ・立入検査は、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した 上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検期間に限らず前倒しする等、各運輸支局において適宜実施するものとする。

5 点検実施報告書様式及び報告書提出期限

(1) 自動車運送事業者

・総点検の実施結果を<u>様式1「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」</u>により、 当該自動車運送事業者を管轄する運輸支局長あてに報告すること。また、政令指定都 市等の主要駅(品川、川崎、大宮、千葉に限る)のバス乗り場を利用する事業者及び 車両台数100台以上のバス事業者(1営業所当たりの保有車両数が50台以上の事 業者に限る)は、別紙1(様式1-1関係)による点検を実施し、当該点検表を関東運輸 局あてに報告すること。

(2) 運輸支局

- ・自動車運送事業者が実施した<u>様式1「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」</u> を、期限を定めて運輸支局に報告させること。
- ・各事業者からの報告を取りまとめ、運輸支局における実施結果を別添の 様式3「実施 結果報告書」により、総務部安全防災・危機管理課へ報告(期限厳守)すること。ただし、 別紙1(様式2-1関係)による点検を行った運輸支局にあっては、当該点検表を自動 車技術安全部保安・環境課へ報告すること。

【報告期限】

• 令和3年2月5日(金)

【報告先】

・様式1:管轄する運輸支局

•様式3:総務部 安全防災•危機管理課

·別紙1:自動車技術安全部 保安·環境課

 \Box

運輸支局長 殿 令和 年 月

事業者の氏名及び名称

年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に実施した次のとおり報告します。

1. 総点検最高責任者(経営トップ) 2. 実施責任者選任数等 3. 社内点検

4. 事業の種類 職名 選任数 名 営業所数 実施回数 特積・ 一般・ その他

5. 実施状況 重点点検項目 点検結果 問題点があればその内容と講じた措置等 健康管理体制の状況 (1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断によ り必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取して いるか。(上記所見がない場合は〇を記載。) (2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定 するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。 (3)「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実 施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示 (4) 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しで も感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。 (5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査 等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は 検討中の場合は「〇」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。) 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。 (3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況 (1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。 (2) 運転者に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 (3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。 (4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 (5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点 検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況 (1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検 が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の 内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。 (※)については、車両総重量8トン以上の自動車に限る。 (2) 車輪脱落事故を防ぐため、①計画的にタイヤ交換作業を行っているか、②ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の車輪 脱落が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか、③冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させているか、④ ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか、⑤冬用タイヤへ交換を実施し た後、50km~100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 (車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は〇を記載。) (3) 自社でタイヤ交換作業を行った車両による車輪脱落事故が多く発生していることから、①自社でタイヤ交換作業を行った場合には、タイヤ交 換作業の結果を記録しているか、②増し締めの結果を記録しているか、③運行前点検で「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルト の折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」の点検が実 施されているか。④特に、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキングを 施す、又は、市販化されているホイールナットマーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により実施されているか。 (車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は〇を記載。) (4) この期間中にホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をしているか(締め付けトルク不足が発見された車両数及び発見 されなかった車両数を記載。)。 (車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。) スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は〇を記載。) 点 検 項 目 点検結果 問題点があればその内容と講じた措置等 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況 (1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の (2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法につ いて指導を行っているか。 (3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。 (4) 運転中の携帯電話・スマートフォンの通話、操作及び画面視聴の禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。 (5) 過積載運行等の防止を図っているか。 (6) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さ し枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。 (7) 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認 識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させるこ ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注 ※コンテナ輸送事業者に限る コンテナ輸送における安全対策の実施状況 (1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。 (2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導してい るか。 (3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情 報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。 (4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、 当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいる (5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不 具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。 自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況 (1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能する よう、実践的な訓練を実施しているか。 (2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。 (3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。 (4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方 運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発 生を想定した訓練の実施状況 (1) 始業・終業時等における車内の点検、終業後のドアロック及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。 (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。また、車両、身分証 明書、制服等の管理及び盗難・紛失等の警察への連絡が徹底されているか。 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要 な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況 (1) 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。 (3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事 業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。 考 点 検 項 目 実施回数 総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数 6. 期間中の重大事故発生状況(令和2年12月10日~令和3年1月10日)

| 種類 内訳 | 転 覆 | 転 落 | 路外逸脱 | 火 災 | 踏 切 | 衝突 | 車 内 | 死 傷 | 健康起因 | 危険物等 | その他 | 合 計 |
|----------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 件 数 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 死者数 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 負傷者数 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |

- 注)1. 重点点検項目及び点検項目については、安全総点検実施細目に準ずる。
 - 2. 「点検結果」欄にはO(良好)、×(改善を要する)を記入すること。
 - 3. 期間中の重大事故発生状況中の()内は、有責事故を内数で記入すること。